

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 10,590	千円 6,987,873	千円 389,209	千円 1,276,684	% 18.3	% 19.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

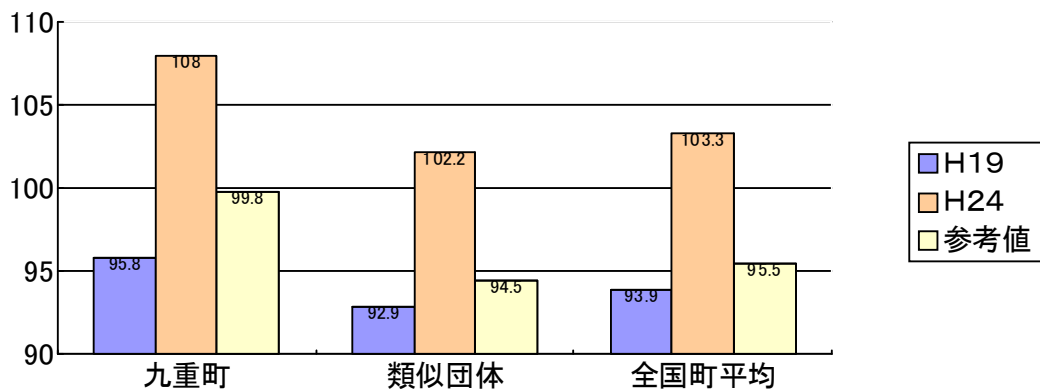
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 137	千円 495,277	千円 54,583	千円 185,366	千円 735,226	千円 5,366	千円 5,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ・平成24年4月より9月まで級別により、5～2%の給料の削減措置を行った。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 参考値とは国家公務員の時限的削減措置が無いものとした場合の数値である

2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	393,300	413,600	433,000	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	40.5歳	303,229円	338,649円	322,029円
大分県	43.8歳	350,040円	424,727円	375,299円
国	42.8歳	304,944円 (329,917)	円	372,906円 (401,789)
類似団体	43.3歳	316,727円	356,732円	343,588円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	41.7歳	4人	269,300円	313,850円	279,850円	—	—	—	—
うち給食調理員	41.7歳	4人	269,300円	313,850円	279,850円	—	—	—	—
大分県	51.1歳	334人	363,124円	410,582円	381,476円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030)	— 円	307,506円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	7人	291,558円	312,495円	305,337円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九重町	—	—	—
うち給食調理員	—	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	46.2歳	352,418円	377,153円
大分県	45.7歳	405,747円	451,513円
類似団体	45.3歳	326,308円	344,705円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	140,100円	140,100円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

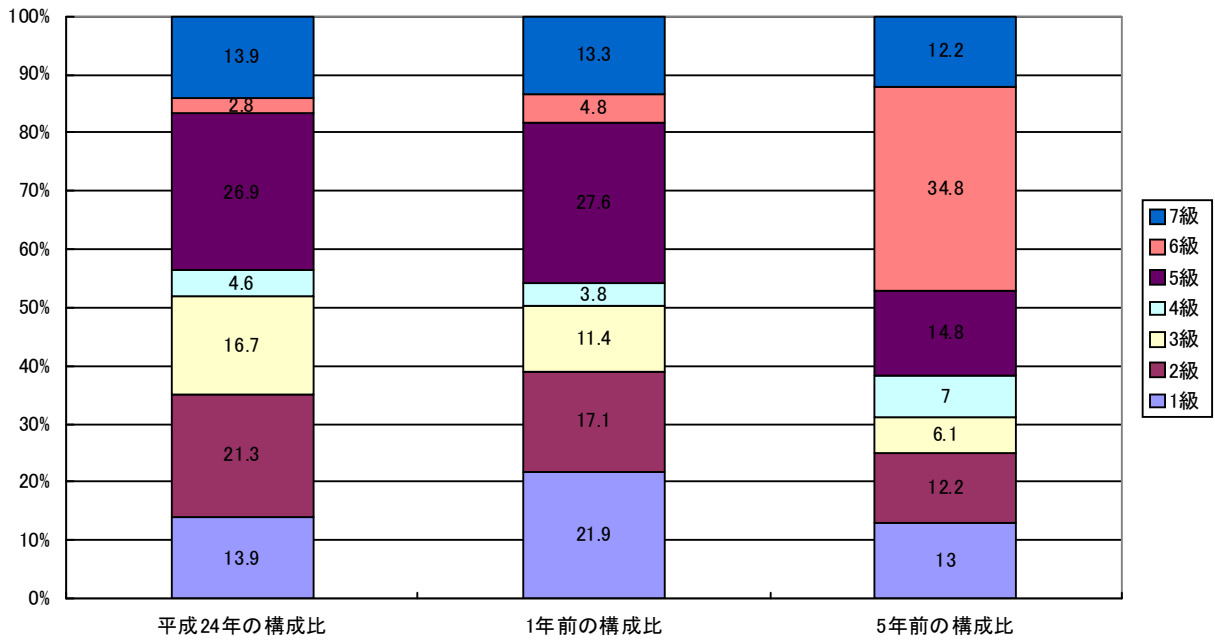
区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	265,700円	—	376,100円
	高 校 卒	225,366円	273,400円	327,908円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、主事、技師、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務	15 人	13.9 %
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務	23 人	21.3 %
3 級	主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務	18 人	16.7 %
4 級	副主幹、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務	5 人	4.6 %
5 級	専門員、リーダー、保育園長、幼稚園長及び主幹の職務	29 人	26.9 %
6 級	会計管理者、課長、室長、局長、館長、所長及び参事並びに困難な業務を分掌する専門員、リーダー、保育園長、幼稚園長及び主幹の職務	3 人	2.8 %
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	15 人	13.9 %

- (注) 1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一部反映している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,387千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,639千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律に支給している。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

九重町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%
1人当たり平均支給額 21,907千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	賦課徴収	月額 1,500円、月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	予防指導	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	1死体 5,000円

（注）特殊勤務手当については、平成27年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	18,220 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	133 千円
支給実績（22年度決算）	19,510 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	138 千円

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		16,004千円	250,062円
	配偶者以外	5,000円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家（支給限度額）	2,500円	異なる	自宅	7,520千円	125,333円
	借家（支給限度額）	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	15,800円	異なる	1kmごと	6,727千円	49,102円
管理職手当	5%		異なる	定額	6,012千円	353,647円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	720,000円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	792,300円 / 353,500円			
	副市町村長	585,000円 (- 円)		657,400円 / 326,400円			
報 酬	議 長	301,000円 (- 円)		326,000円 / 199,000円			
	副 議 長	269,000円 (- 円)		269,000円 / 171,000円			
	議 員	250,000円 (- 円)		250,000円 / 157,500円			
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(23年度支給割合) 2.6月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.6月分					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副市町村長 収入役	720,000円×在職年数×500/100 585,000円×在職年数×290/100	14,400,000円 6,786,000円	任期毎 任期毎			
備 考							

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

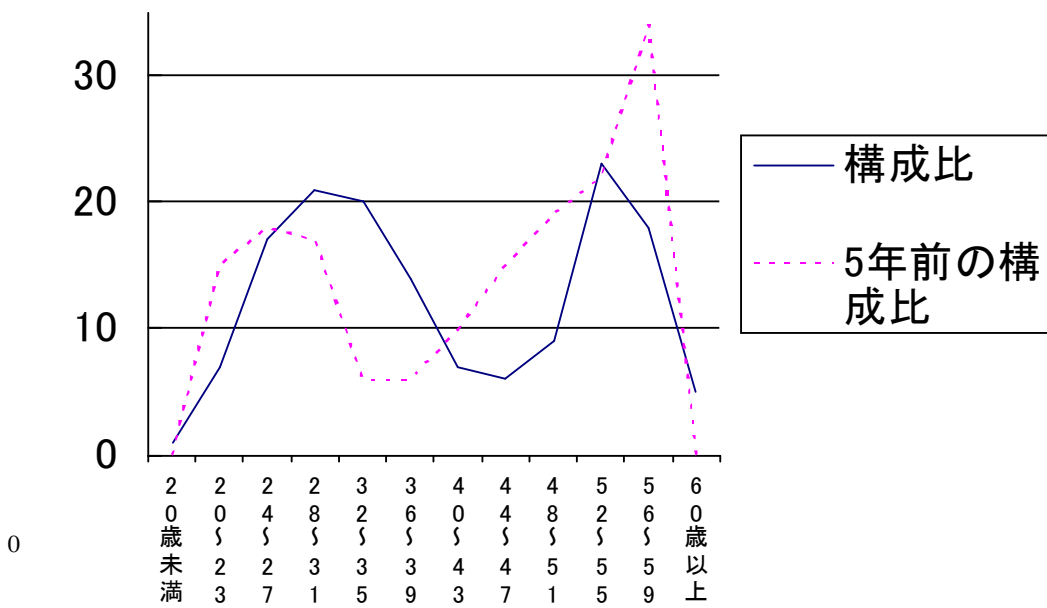
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成23年	平成24年				
普 通 会 社	一般 行政 政 部 門	議会・総務	34人	33人	△1人	
		税務	9人	9人	0人	
		福祉	35人	36人	1人	
		経済	26人	26人	0人	
		土木	8人	9人	1人	
計		112人	113人	△1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)	
部 門	教育部門		28人	25人	△3人	
	消防部門		0人	0人	0人	
	小 計		140人	138人	△2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)
公 営 企 業 部 門 会 計	水 道 そ の 他	2人	2人	0人		
		9人	9人	0人		
小 計		11人	11人	0人		
合 計			151人	149人	△2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 人
			[216]	[216]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	17人	21人	20人	14人	7人	6人	9人	23人	18人	5人	149人

(3) 職員数の推移

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	122	118	115	114	112	113	△9(△7.3)
教育	30	29	25	27	27	25	△5(△16.6)
公営企業 会計	10	11	11	11	11	11	1(10.0)
計	162	158	151	152	151	149	△13(△8.0)

8 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 55,090	千円 9,908	千円 9,658	% 17.5	% 20.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 2,540	千円 5,402	千円 1,201	千円 1,901	千円 8,504	千円 4,252	千円 5,366

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	歳	円	円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九 重 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（23年度） 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,492千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ

九 重 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 該当なし)			(退職時特別昇給 該当なし)		
1人当たり平均支給額 千円 千円			1人当たり平均支給額 千円 15,252千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		0%	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	236千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	118千円
支給実績(22年度決算)	307千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	153千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他手当（24年4月1日）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		312千円	156,000円
	配偶者以外	6,500円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の ついての加算	5,000円				
住居手当	持ち家	2,500円	異なる	自宅	190千円	95,000円
	借家（支給限度額）	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	15,800円	異なる	1kmごと	72千円	36,000円
管理職手当	課長	30,000円	異なる	定額	0円	0円
	参事	24,000円	異なる	定額		